

重要事項説明書

社会福祉法人 尚徳福祉会
保土ヶ谷保育園

2020年2月1日

未来をになう子どもたちの すこやかな成長をねがって

未来への可能性を秘めたかけがえのない子どもたち。

その子どもたちが、まわりの人から愛され、日々の生活や遊びの中で心にひびく多くの体験を積み重ねることが人格形成の基盤を培います。その大切な時期の子どもたちをお預かりする保育園は、一人一人がより良い一日を過ごせるように援助します。

人や物や自然に大きな愛情を持ち、自信を持って生きていけるように・・・

心とからだの健康

いっぱい遊んでおいしく食べて気持ち良く眠りたい。ゆだね、守られ、安心して過ごしたい。

子どもたちが健康に過ごすため、食事、睡眠、排泄、清潔などの基本的な生活を大切にします。子どもは一人一人成長の仕方も個性も変わります。また、元気なときばかりではありません。子どもたちのありのままを認め、受け入れ、健康や安全に気を付けながら適切な援助を行います。

さまざまな人とのかかわり

赤ちゃんから来年学校に行くおともだち、そして大人もいっぱい。みんな鬼ごっこやかくれんぼ、おままごとや積み木遊び、時々けんかもするけれど、ともだちっていいな。

うれしさ、楽しさ、悲しさ、くやしさ、たくさんのことを感じながら思いを伝えあい、色々な人と関わって、愛情と信頼感、そして人を大切にする心が育ちます。

心にひびく体験

風に吹かれ、おひさまと一緒にお散歩、道端の小さな花や草むらの虫、雨上りの水たまり。

みんなみんな大好きなともだち。大きな紙に絵を描こうかな、色んなお話を聞きたいな。積み木、工作に夢中になる。明日も続きをやりたいな。

子どもたちの感受性は柔らかくしなやかです。幼いときの心動かされる体験は、子どもたちの歓声を豊かに育み、創造性の芽生えを培います。

子どもを育む環境

今日は何して遊ぼうかな。やりたいこと、知りたいことがいっぱい。遊びの大好き、いたずらも好き。頭と体を思いっきり使って、新しいことにチャレンジ。

保育園では子どもたちの好奇心や興味をかけて、生活や遊びが安全で豊かに広がっていくように、環境や遊具に配慮しています。また、家庭的でくつろげる雰囲気となるよう工夫しています。

そして、家庭、園、地域とが共に支えあっていく事を大切にします。

幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿

「学びに向かう力」は、心を動かす体験をして、やりたいことが生まれて、それを最後までやり遂げようとする力です。幼児期の終わりまでに育ってほしい資質・能力を整理して表したものが、以下の 10 の姿です。

ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活との関わり
カ 思考能力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現 ・・・遊びを通してこれらの力を身につけ、小学校生活の様々な場面において伸び伸びと行動する力を育んでいきます。

保土ヶ谷保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 尚徳福祉会
事業所番号	1410051023885
事業者の所在地	〒683-0257 鳥取県米子市榎原1889-6
事業者の電話番号・FAX	TEL: 0859-26-5050 FAX: 0859-30-2141
代表者氏名	谷本 要
定款の目的に定めた事業	イ) 保育所の経営 ロ) 介護老人施設及び老人福祉センターの経営 ハ) 放課後児童健全育成事業の経営 二) 老人デイサービスセンターの経営 ホ) 老人居宅介護事業の経営 ヘ) 病児保育事業の経営 ト) 一時預かり事業の経営

2 施設の概要

種別	保育所					
名称	尚徳福祉会 保土ヶ谷保育園					
所在地	〒240-0003 横浜市保土ヶ谷区天王町1-3-3					
電話番号・FAX	TEL: 045-341-6815 FAX: 045-341-6827					
施設長氏名	大日方 直美					
開設年月日	平成28年4月1日 (民間移管)					
利用定員(年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	9人	18人	18人	23人	52人	
取扱う保育事業	延長保育、障がい児保育					

3 施設・設備の概要

敷地面積		829.02m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 2階建て 延床面積 589.30m ²
	延床面積	589.30m ²
屋外遊戯場	園庭(屋上含む)	530.09m ²

4 施設の目的、運営方針

目的	保育所保育指針を遵守し、入所児の最善の利益を最優先事項として、子ども達の健やかな育ちを支援することを目的とします。
運営方針	<p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が人として大切にされる。 ・将来にむけて現在をもっともよく過ごす。 ・より良い環境の中で育てられる。 <p>【園目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園がすき ・あいさつをしよう ・なんでもやってみよう <p>【保育姿勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して自分を表現できる環境を整え、さまざまな体験や人とのかかわりを大切にする。 ・保育園と家庭との連携を大切にし、伝え合い、話し合いながら、個人差をふまえた発達を保障していく。

5 職員構成

職種	園長	主任	保育士	保育補助	看護師	栄養士・調理員	事務員
人数	1人	1人	24人	4人	1人	5人	1人

※職員の人数については、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める配置基準以上の配置としますが、入所人数により変動することがあります。また、人数には、アルバイト等も含みます。

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日～1月3日

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後8時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前7時30分まで 夕：午後6時30分から午後8時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後8時00分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料	1か月利用（1700円／30分） 10日以内利用（850円／30分） 緊急利用（年2回まで 200円／30分） ＊詳細は保育園のしおりをご参照ください。
主食提供	月額 1500円（幼児・希望者）
副食費	月額 4500円（幼児）
延長保育利用者に対する 食事提供に関する料金	夕食代 7500円／月 3750円／10日以内利用 間食代 2500円／月 1250円／10日以内利用
日本スポーツ振興センター保険料 (保護者負担分)	年額 210円（2019年度実績）
その他	写真代 30円／枚（希望者）
	DVD代 400円／枚（希望者）
	連絡帳カバー代 339円（予定）／冊（希望者）
	敷布団カバー代 1500円（予定）／（希望者）

9 支払方法

口座振替払を基本とし、保護者の要望によって現金払でのお支払いも可能です。
締日や支払日等につきましては保育園のしおりをご覧ください。

10 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

養護の行き届いた環境の中で、子どもたちが自発的に学び取り組むことができるよう支援をします。
各年齢の発達特性を踏まえ、一人一人の個人差を理解し、子どもたちのやりたい気持ちを支えます。

＜毎日の保育・教育の流れ＞ 一日の生活の流れは保育園のしおりをご覧ください。

【お散歩のコース】 近隣にある天王町公園、天王北公園などにお散歩に行きます。

<保育計画（年間）>

クラス	保育計画
0歳児	一人一人の子どもの状況に応じた適切な環境の中で、安全、健康、快適に過ごせる。 身近な大人の関わりを心地よく感じ、安定感を持って過ごせる。
1歳児	安全な環境の中で一人一人が快適に生活する。 生理的欲求や思いを受け止められ、安定して過ごす。 保育士に援助され、身の回りのことをやってみようとする。 色々な遊びを通して、喜んで保育士や友達と関わる。
2歳児	一人一人が安心して園生活を過ごす。 様々な経験を通して、自信へとつながっていく。
3歳児	生活に必要な基本的な習慣が身に付き、園生活を楽しく過ごす。 保育士や友達の中で様々な気持ちが育つ。
4歳児	生活に必要な基本的な習慣や態度が身につく。 自分の意見を主張したり、相手の意見を受け入れながらかかわりを楽しむ。 様々な活動を通して達成感や充実感、葛藤する気持ちを経験しながら自信をつける。
5歳児	基本的な生活習慣や態度が身につき、自分の力を発揮して、自信を持って生活する。 友達と共に目的に向かって協力しあい、最後までやり遂げ達成感を味わう。 クラスや異年齢の友達に対して互いに認め合う気持ちを持ち、一緒に楽しく遊ぶ。 遊びを通して自然事象や社会事象への認識や興味関心を深める。
その他 (年間行事)	幼児集会、七夕集会、プール開き、夏祭り、運動会、お楽しみ会、遠足、節分、ひな祭り、お別れ会、卒園式

<クラス編成>

年齢	クラス名	定員	保育士の数
0歳	ひよこ	9人	3人
1歳	あひる	18人	5人
2歳	うさぎ	18人	4人
3歳	ぺんぎん	23人	2人
4歳	ばんだ	52人	3人
5歳	きりん		

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)	
	おやつ	給食		おやつ		
		主食	副食			
0歳児	○	○	○	○	50% (1050kcal)	
1歳児	○	○	○	○		
2歳児	○	○	○	○		
3歳児		※	○	○	40% (1400kcal)	
4歳児		※	○	○		
5歳児		※	○	○		

<給食の提供にあたって>

【自園調理】

離乳食、乳児・幼児食、おやつ、夕食と、栄養士が毎月献立を作成しています。できるだけ国産の旬の食材を使用し、冷凍食品、市販品の使用も必要最小限にして、手作りで提供します。野菜は安全を考慮し、加熱処理を行っています。

【献立提供・食の情報発信】

毎月献立表を配布します。

当日のメニューを玄関前に展示しています。

食事の様子をデジタルフォトフレームにて紹介しています。

【食育の取り組み】

食事に必要な基本的習慣を身につけながら、いろいろな食物に興味を持ち、環境を整え提供の仕方を工夫することで、おいしく楽しく食べることができるよう心がけています。

保育の中に食と関わる活動を取り入れています。

※幼児クラスの主食提供（有料）は希望者のみ。

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応に努めています。

食物アレルギーがある場合には、「食物アレルギー生活管理指導表」「食物アレルギー対応票」「緊急時個別対応票」をご提出いただき、医師の指導に基づいた対応をさせていただきます。園長（副園長、主任）、栄養士、看護師、保育士を交えて面談をし、除去食の提供など園での進め方を決定します。6か月に1度医師の診断を受けていただき、「食物アレルギー生活管理指導表」の再提出とともに、症状と指示内容を伺う面談の機会を設けます。

原因食物の除去を解除する場合は「除去解除届」を提出していただきます。

除去食提供にあたっては、専用トレイ・食器・名札を使用し、配膳方法・着席場所・職員の位置等を園内で十分に検討・決定し、職員に周知します。除去食対象児には「個別献立表」を作成し、調理員と保育士間で毎日のミーティングで翌日のメニュー及び除去食の有無、形状の変化などについて確認を行い、毎食ごとにアレルギー児の出欠から調理済み確認、受け取り確認、配膳確認を職員2名で声に出して行います。誤配食のないよう細心の注意を払うとともに、喫食中も職員が対象児のそばにつくなど、誤食防止に努めます。アレルギー児が延長保育を利用する場合は、遅番保育士が調理員と共に補食のチェックを行い、配膳から喫食終了まで行います。

保育園での対応に無理がある場合は、お弁当を持参していただくこともあります。

12 保護者に用意していただくもの

入園時にご用意していただくもの

書類：家庭児童調査票・児童表・健康台帳（予防接種チェック表）

口座振込依頼書・園児引取り人届書など

上掛け用のバスタオルやタオルケット（夏季）、プランケット（冬季）

各種申し込み書類：延長保育・夕食・間食・主食提供等（希望者のみ）

毎日持参していただくもの

- ・通園かばん、汚れ物入れ、歯ブラシ（2歳児から）、着替え、お尻ふきタオル
- ・連絡ノート（園で用意します）、紙オムツ（園で処分します）、お尻ふき
- ・食事用エプロン（乳児）
- ・外遊び用上着（冬季） など

服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装

※ひもやフード付きなどひっかかりやすい服は避けるようにしてください。

※チュニックブラウスや丈の長いスカートは、戸外遊びでは子どもの動きを制限してしまいます。避けるようにしてください。

- ・サイズや季節に合った服と靴

- ・汚れてもよい服

その他ご用意いただくもの

- ・年齢や季節によって変わりますので。隨時お知らせいたします。

★衣類・持ち物にはすべて名前を記入してください。

★名前が消えていないか定期的に確認してください。

★サイズなど詳細は保育園のしおりをご参照ください。

14 保育園と保護者との連携について

乳幼児期は、人間形成にとって最も大切な時期です。家庭と保育園が連携し、考え方ながら、お子様の健やかな成長を援助していきたいと考えています。

子どもたちが生き生きと楽しい園生活を送ることができるよう、努めていきたいと思います。園生活のこと子どもたちの様子など、ご心配なことご不安なこと疑問などがございましたら、ご遠慮なくお声をかけてください。

子どもたちの園での様子をお伝えするために、連絡ノート・デジタルフォトフレームなどを使用しています。また、保護者の方の保育参加や保育参観を隨時受け付けています。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

園児健康診断	全園児	2回
歯科健診	全園児	2回
視聴覚健診	3歳児	1回
尿検査	3・4・5歳児	1回
身長体重測定	全園児	毎月 0歳児クラス 満11か月までは毎週

(2) 健康管理、病気のときの対応

登園時口頭や連絡ノートで健康状態の確認をしています。保育中は必要に応じて、検温などを行い、健康状態のチェックをしています。

感染症が疑われるときは、可能な限り別室で過ごすなどの配慮をします。発熱、おう吐などの症状に合わせて保護者の方にご連絡し、お迎えに来ていただくなど対応のご相談をさせていただきます。

疾病によっては医師による「登園許可証」や保護者による「登園届」を提出していただきます。

主治医意見書の提出がない場合は園での与薬は致しません。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

集団保育を始めるにあたり、できるだけ定期予防接種を受けていただくようお願いします。また任意のものの接種もお勧めします。予防接種を受けたときは担任にお知らせください。

保育園は低年齢児の集団生活で、感染症が蔓延しやすくまた重症化しやすいため、早めの対応をお願いします。無理な登園は子どもたちにとって負担が大きく、症状を悪化させることにもなりかねません。病児保育のご利用もご検討ください。

【健康管理】

集団生活ができる状態での登園となり、受け入れ職員に体調についてお知らせください。前日までの発熱やおう吐下痢など、いつもと様子が違うときは、必ず受診をしてから登園してください。座薬を使用しての登園はできません。発熱以外にも全身症状をみて、機嫌・食欲・睡眠・鼻水・目ヤニ・腹痛・下痢・吐き気・おう吐・発疹などにも留意してください。

【病気の時の対応】

乳幼児は十分な免疫を獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になりやすいため、早めのお迎えをお願いしております。（体温が37.5°C以上や繰り返しのおう吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良など）また、体温がいつもより高い、様子が違う時には、状態をお知らせしますので、お迎えに備えて連絡が取れるようにしてください。万が一お迎えが必要になった場合の人の手配、病児保育の受診を検討するなど、準備を進めておいていただけると安心です。

【与薬】

医師が必要と認めた場合に限って受け付けます。体調不良で受診をする際には、医師に「保育園に通っている」ことを伝え、『分2処方（1日2回の処方）』や『分3処方』でも朝・帰宅後・寝る前となるようにお伝えください。薬は『与薬依頼書』と『処方箋内容証明書（コピー可）』を添えて1回分（記名）をお持ちください。複数ある場合はそれぞれに用紙が必要です。

17 障害児保育について

障害のあるなしに関わらず、すべての子どもたちが園生活を通じて、豊かに育つよう配慮をしています。特別な配慮を必要とする子どもたちと『ともに育ちあう』ことができる保育を心がけています。一人一人の発達や障害の状況を把握し、職員と保護者との連携を密に取り組みます。必要に応じて、専門機関からの指導や助言を受けながら対応にあたります。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

実施の際にはあらかじめ保護者との面談を行って、家庭での様子や緊急時の対応方法、必要事項を、園長、看護師、保育士が伺い、配慮点を把握します。日々の連絡ノートや口頭でのやり取りで信頼関係を築き、関係機関とも連携を取りながら支援をします。担任だけでなく園全体で、共通理解をもって子どもの状態を把握できるよう「指導計画」「個人保育日誌」を作成し、会議を実施して、安全に生活し、より良い成長につなげられるようにします。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	星川小児クリニック	診療科：小児科
医 院 長 名	山本 淳	
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区星川2-4-1	星川SFビル
電 話 番 号	045-336-2260	

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	あきデンタルクリニック
医 院 長 名	宮下 聰胤
所 在 地	横浜市保土ヶ谷区岩間町2-100-9-102
電 話 番 号	045-340-0418

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	横浜市立帷子小学校
広域避難場所	横浜ビジネスパーク一帯

22 緊急時における対応

保育中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	保土ヶ谷警察署
消防署	保土ヶ谷消防署

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	大日方 直美
消防計画届出年月日	保土ヶ谷消防署 平成31年 4月 1日
避難訓練	避難訓練（毎月）の実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 全国私立保育園連盟「ほいくのほけん」
-------	--

独立行政法人日本スポーツ振興センター（学校安全会）【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4／10（そのうち1／10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に「療養に要する費用月額の1／10」を加算した額
疾病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、厚生労働省令で定めるもの ・保育園給食等による中毒 ・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・漆等による皮膚炎 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	保育園の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円 (登降園中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	保育園の管理下の事件による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (登降園中の災害の場合 1,500万円)
	突然死 保育園の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 3,000万円 (登降園中の災害の場合 1,500万円)
	保育園の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,500万円 (登降園中の災害の場合も同様)

ほいくのほけん（全国私立保育園連盟）【園賠償責任保険・園児団体傷害保険】地震セット

園賠償責任保険 ※相手方への賠償など ※免責金額なし	対人	施設	1名・1事故	10億円
		生産物	1名・1事故	10億円（保険期間中）
	対物	施設	1事故	1,000万円
		生産物	1事故	1,000万円（保険期間中）
	見舞金費用	1名	10万円	
	見舞金費用以外の初期対応費用	1事故	10万円	
	管理財物補償	1事故	100万円	
	人格権侵害補償	1名・50万円	1事故・1,000万円	
	死亡・後遺障害	230万円		
	入院	1日あたり	3,000円	
園児団体傷害保険 ※園児のケガの補償など	通院	1日あたり	2,000円	
	O-157等 補償	有り		

※保険料につきましては、変更することがあります。

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	年度末に保護者の方にアンケートをお願いします。 職員の自己評価、保護者アンケートの結果をもとに会議を持ち、次年度の保育計画に反映させていきます。
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審予定 実施回数：5年に1回 公表先：横浜市ホームページ

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 黒多 信陽 電話番号 341-6815	
相談・苦情解決責任者	氏名 大日方 直美 電話番号 341-6815	
第三者委員	酒井 由香利	電話番号 090-8344-5442 主任児童委員
	松浦 幸子	電話番号 336-9624 主任児童委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

法人本部の窓口をホームページ上に公開しています。

27 地域の育児支援について

- ・園庭開放 月～金曜日 9:30～11:30（夏季はプール開放を行っています）
- ・図書の貸し出し（めだか文庫）月～金曜日 9:30～11:30
- ・交流保育（申込制）年数回 季節行事等テーマを決めて行っています。
- ・育児講座（申込制）年2回 子どもとの遊び方、過ごし方、子どもの発達などを楽しく学びます。
- ・出張保育 地区センターへ保育士が出かけ、地域の親子の皆様と楽しい時間を過ごします。